

9月27日（月曜日）

第5日目

令和3年9月27日（月曜日）

議事日程第5号

令和3年9月27日（月曜日）

開 議 午後1時

第1 委員長報告

- (1) 一般・特別会計決算特別委員会
- (2) 企業会計決算特別委員会
- (3) 教育産業常任委員会
- (4) 厚生常任委員会
- (5) 総務財政常任委員会

第2 報告事件の審議

質 疑

討 論

採 決

第3 議案の上程（条例案）

説 明

質 疑

第4 議案の付託

休 憩

（休憩中、厚生常任委員会開会）

再 開

第5 委員長報告

- ・ 厚生常任委員会

第6 報告事件の審議

質 疑

討 論

採 決

第7 閉会中審査事件の付託

閉 会

本日の会議に付した事件

日程第1 委員長報告

日程第2 報告事件の審議

1. 認定第1号 令和2年度大館市一般会計歳入歳出決算の認定について
2. 認定第2号 令和2年度大館市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
3. 認定第3号 令和2年度大館市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
4. 認定第4号 令和2年度大館市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
5. 認定第5号 令和2年度大館市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
6. 認定第6号 令和2年度大館市戸別浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
7. 認定第7号 令和2年度大館市小規模水道等事業特別会計歳入歳出決算の認定について
8. 認定第8号 令和2年度大館市休日夜間急患センター特別会計歳入歳出決算の認定について
9. 認定第9号 令和2年度大館市公設総合地方卸売市場特別会計歳入歳出決算の認定について
10. 認定第10号 令和2年度大館市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
11. 認定第11号 令和2年度大館市温泉開発特別会計歳入歳出決算の認定について
12. 認定第12号 令和2年度大館市奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定について
13. 認定第13号 令和2年度大館市都市計画事業特別会計歳入歳出決算の認定について
14. 認定第14号 令和2年度大館市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
15. 認定第15号 令和2年度大館市財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
16. 認定第16号 令和2年度大館市水道事業会計決算の認定について
17. 認定第17号 令和2年度大館市工業用水道事業会計決算の認定について
18. 認定第18号 令和2年度大館市下水道事業会計決算の認定について
19. 認定第19号 令和2年度大館市病院事業会計決算の認定について
20. 議案第97号 令和2年度大館市水道事業未処分利益剰余金の処分について
21. 議案第98号 令和2年度大館市工業用水道事業未処分利益剰余金の処分について

日程第3 議案の上程

- ・ 議案第99号 大館市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案

日程第4 議案の付託

日程第5 委員長報告

日程第6 報告事件の審議

- ・ 議案第99号 大館市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する
条例案

日程第7 閉会中審査事件の付託

出席議員（26名）

1番	柳 館 晃 君	2番	石 垣 博 隆 君
3番	小棚木 政 之 君	4番	武 田 晋 君
5番	佐 藤 久 勝 君	6番	伊 藤 毅 君
7番	日 景 賢 悟 君	8番	阿 部 文 男 君
9番	藤 原 明 君	10番	田 中 耕太郎 君
11番	佐々木 公 司 君	12番	花 岡 有 一 君
13番	佐 藤 眞 平 君	14番	田 村 儀 光 君
15番	小 畑 淳 君	16番	笹 島 愛 子 君
17番	小 畑 新 一 君	18番	斉 藤 則 幸 君
19番	岩 本 裕 司 君	20番	田 村 秀 雄 君
21番	佐 藤 芳 忠 君	22番	富 樫 孝 君
23番	明 石 宏 康 君	24番	相 馬 エミ子 君
25番	吉 原 正 君	26番	菅 大 輔 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	福 原 淳 嗣 君
副 市 長	名 村 伸 一 君
理 事	北 林 武 彦 君
総 務 部 長	阿 部 稔 君
市 民 部 長	成 田 学 君
福 祉 部 長	菅 原 弥 生 君
産 業 部 長	日 景 浩 樹 君
観 光 交 流 ス ポ ー ツ 部 長	工 藤 剛 君
建 設 部 長	齋 藤 和 彦 君
会 計 管 理 者	吉 田 茂 雄 君
病 院 事 業 管 理 者	佐々木 睦 男 君

市立総合病院事務局長	桜庭寿志君
消 防 長	畠山一則君
教 育 長	高橋善之君
教 育 次 長	石田一雄君
監 査 委 員	芳賀利彦君
監 査 委 員	蒔苗大輔君
監 査 委 員	花岡有一君
監査委員事務局長	笹谷能正君

事務局職員出席者

事 務 局 長	工藤 仁君
次 長	大森 篤志君
係 長	松田 暁仁君
主 査	佐藤 淳君
主 査	石田 徹君
主 査	北林 麻美君

午後 1 時00分 開 議

○議長（藤原 明君） 出席議員は定足数に達しております。

よって、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、日程第 5 号をもって進めます。

日程第 1 委員長報告

○議長（藤原 明君） 日程第 1、委員長報告を行います。

付託事件について、各委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

最初に、一般・特別会計決算特別委員長の報告を求めます。

〔一般・特別会計決算特別委員長 阿部文男君 登壇〕

○ 8 番（一般・特別会計決算特別委員長 阿部文男君） 一般・特別会計決算特別委員会に付託されました事件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

9月13日に設置・選任されました本委員会は、本会議終了後、直ちに委員会を開き、正・副委員長の互選を行いましたところ、委員長には私が、副委員長には富樫孝委員が選任されました。引き続き審査日程を協議しました結果、9月15日、16日、17日の3日間で審査することに決定いたしました。

9月15日に、令和2年度一般・特別会計決算認定議案15件について当局の説明を求め、さらに監査委員から審査報告を受けた後、大綱質疑・書類審査を行いました。

翌9月16日は午前中に書類審査を、午後一般会計款別審査及び各特別会計の会計別審査を行い、最終日の9月17日は、総括質疑の後、意見調整、確認・決定を行いました。

その結果、認定第1号から同第15号までの以上15件につきましては、いずれも認定すべきものと決定した次第であります。

以上、御報告申し上げます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤原 明君） 次に、企業会計決算特別委員長の報告を求めます。

〔企業会計決算特別委員長 柳館 晃君 登壇〕

○ 1 番（企業会計決算特別委員長 柳館 晃君） 企業会計決算特別委員会に付託されました事件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

9月13日に設置・選任されました本委員会は、本会議終了後、直ちに委員会を開き、正・副委員長の互選を行いましたところ、委員長には私が、副委員長には田村儀光委員が選任されました。引き続き審査日程を協議しました結果、9月21日、22日の2日間で審査することに決定いたしました。

9月21日に、令和2年度各企業会計の決算認定議案4件、及び単行案2件について当局の説

明を求め、さらに監査委員から審査報告を受けた後、大綱質疑、書類審査を行い、翌22日は、会計別審査、議案審査、総括質疑——なお、この総括質疑において、私の説明不足により議事の進行に混乱が生じたことを各委員、当局の皆様には深くお詫び申し上げます。その後、意見調整、確認・決定をしたところであります。

その結果、認定第16号から同第19号までの以上4件につきましては、いずれも認定すべきものと決定し、また、議案第97号、及び同第98号につきましては、いずれも原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。

以上、御報告申し上げます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤原 明君） 次に、教育産業常任委員長の報告を求めます。

〔教育産業常任委員長 小畑新一君 登壇〕

○17番（教育産業常任委員長 小畑新一君） 教育産業常任委員会に閉会中の継続審査を付託されておりました請願1件、陳情3件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

これらの事件について、去る9月7日に審査いたしました結果、請願第3号、陳情第25号、同第38号、及び同第39号の以上4件につきましては、いずれも再度閉会中の継続審査とすべきものと決定した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（藤原 明君） 次に、厚生常任委員長の報告を求めます。

〔厚生常任委員長 日景賢悟君 登壇〕

○7番（厚生常任委員長 日景賢悟君） 厚生常任委員会に付託されました請願1件、及び閉会中の継続審査を付託されておりました請願1件、陳情1件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

これらの事件について、去る9月1日、8日の2日間にわたり審査いたしました結果、本定例会において付託されました請願第8号につきましては、一部意見の一致を見ることができず、採決の結果、閉会中の継続審査とすべきものと決定した次第であります。

また、閉会中の継続審査を付託されておりました請願第4号、及び陳情第10号の以上2件につきましては、いずれも再度閉会中の継続審査とすべきものと決定した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（藤原 明君） 次に、総務財政常任委員長の報告を求めます。

〔総務財政常任委員長 石垣博隆君 登壇〕

○2番（総務財政常任委員長 石垣博隆君） 総務財政常任委員会に付託されました陳情1件、及び閉会中の継続審査を付託されておりました陳情6件について、その審査の経過と結果を御

報告申し上げます。

これらの事件について、去る9月1日、8日の2日間にわたり審査いたしました結果、本定例会において付託されました陳情第42号につきましては、一部意見の一致を見ることができず、採決の結果、閉会中の継続審査とすべきものと決定した次第であります。

次に、閉会中の継続審査を付託されておりました陳情第6号、同第8号、同第9号、及び同第41号の以上4件につきましては、いずれも再度閉会中の継続審査とすべきものと決定し、残る陳情第30号、及び同第40号の以上2件につきましては、一部意見の一致を見ることができず、採決の結果、いずれも再度閉会中の継続審査とすべきものと決定した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（藤原 明君） 以上で、各委員長の報告を終わります。

日程第2 報告事件の審議

○議長（藤原 明君） 日程第2、報告事件の審議を行います。

審議は、お手元に配付しております審議順序表（第3号）により、順次議題といたします。

○議長（藤原 明君） 最初に、認定第1号から同第19号までの以上19件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤原 明君） なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤原 明君） なしと認め、討論を終結いたします。

これより、以上19件を一括して採決いたします。

本19件に対する委員長の報告は、いずれも認定であります。

本19件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤原 明君） 御異議なしと認めます。

よって、以上19件は委員長の報告のとおり認定されました。

○議長（藤原 明君） 次に、議案第97号、及び同第98号の以上2件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤原 明君） なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤原 明君） なしと認め、討論を終結いたします。

これより、以上2件を一括して採決いたします。

本2件に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

本2件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤原 明君） 御異議なしと認めます。

よって、以上2件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（藤原 明君） 以上で、報告事件の審議を終了いたします。

日程第3 議案の上程

○議長（藤原 明君） 日程第3、議案の上程を行います。

本日送付ありました議案第99号を上程いたします。

提出者の説明を求めます。

〔市長 福原淳嗣君 登壇〕

○市長（福原淳嗣君） 本日提出いたしました議案につきまして、その内容を御説明申し上げます。

議案第99号は、大館市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案であります。

これは、特別職である病院事業管理者が院長を兼ねる場合において、特殊勤務手当を支給することができるよう、所要の処置を講じようとするものであります。

以上であります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤原 明君） これより、ただいまの上程議案に対する質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤原 明君） なしと認め、質疑を終結いたします。

日程第4 議案の付託

○議長（藤原 明君） 日程第4、議案の付託を行います。

ただいま上程・説明のありました議案1件は、お手元に配付しております議案付託表（第4

号) のとおり、厚生常任委員会に付託いたします。

議 案 付 託 表 (第4号)

番 号	件 名	付託委員会
議案 第99号	大館市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案	厚 生 委

○議長(藤原 明君) この際、議事の都合により休憩いたします。

午後1時16分 休 憩

午後1時27分 再 開

○議長(藤原 明君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5 委員長報告

○議長(藤原 明君) 日程第5、委員長報告を行います。

厚生常任委員長の報告を求めます。

〔厚生常任委員長 日景賢悟君 登壇〕

○7番(厚生常任委員長 日景賢悟君) 厚生常任委員会に付託されました事件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本日上程され、本委員会に付託されました事件は、条例案1件であります。

この事件について、先ほどの本会議休憩中に委員会を開き、審査いたしました結果、議案第99号につきましては、原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。

以上、御報告申し上げます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(藤原 明君) 以上で、委員長の報告を終わります。

日程第6 報告事件の審議

○議長(藤原 明君) 日程第6、報告事件の審議を行います。

○議長(藤原 明君) 議案第99号を議題といたします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(藤原 明君) なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤原 明君） なしと認め、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤原 明君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（藤原 明君） 以上で、報告事件の審議を終了いたします。

日程第7 閉会中審査事件の付託

○議長（藤原 明君） 日程第7、閉会中審査事件の付託を議題といたします。

各委員長から、目下、各委員会で審査中の請願3件、陳情11件について、閉会中の継続審査の申し出がありますが、委員会において、一部意見の一致が見られなかったものがありますので、順次、議題といたします。

○議長（藤原 明君） 最初に、請願第8号を議題といたします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤原 明君） なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の通告がありましたので、発言を許します。最初に、16番、笹島愛子君。

〔16番 笹島愛子君 登壇〕

○16番（笹島愛子君） 請願第8号、扇田病院の無床診療所化に反対する請願書の、閉会中の継続審査の委員長報告に対して、反対の立場から討論を行います。

現在104床ある扇田病院を無床の診療所にする案が出されたことに、市民の方々から反対の署名が約1万7,000筆集められたことに、市民の医療に対する不安など、大変深刻に受け止めました。そこで私も、無床診療所化に反対する請願書の紹介議員の一人に名前を上げさせていただきました。継続審査への反対の理由はただ一つです。それは、一般質問でも述べましたが、2019年12月定例会の質問に対し、市長は「扇田病院の再編・統合はありえない。断固守り抜く」と答弁されました。にもかかわらず、今年の6月定例会の厚生常任委員会に無床診療所案が報告されたのです。断固守り抜くという立場を貫くのであれば、まず、無床化案は一旦取り下げ、

改めて議論するべきと思うからです。議員の皆さん、議論の内容はこれからです。例えばですが、今の場所で災害に対応できるのか、ベッド数はいくらが適切なのか等々、急いで議論を重ね、市民に安心してもらう方向性を示すには、今回、この請願をまず採択するべきです。このまま継続審査にして3カ月先延ばしするのではなく、様々な意見を聞き集約するためには、今から議論を始めなければなりません。議員の皆さん、ぜひ再考していただき、継続審査ではなく採択されるようお願いして討論にします。

○議長（藤原 明君） 次に、3番、小棚木政之君。

〔3番 小棚木政之君 登壇〕

○3番（小棚木政之君） 請願第8号、扇田病院の無床診療所化に反対する請願書について、厚生常任委員会での決議が継続審査となったことへの賛成の討論を行います。

本件は、市内外から市当局へ多くの要望書が出されたことから、市民の大きな関心を呼んでいることは間違いありません。社会的入院を必要とする方向けのベッドがない中で、扇田病院を今無床化されては困るという切実な願いがあることも理解できるものでありますが、現在、市から委員会に提示されているものはまだ案であること。そして現実として、扇田病院の慢性的な赤字の問題、建物老朽化、及び大雨の際の浸水の問題に起因する移転・建て替えの是非の問題。これらは病院単体の話ではなく、市財政全体に大きく影響するものであるということ。そして、医師・看護師を含め医療スタッフの不足の問題、人口減少が確実に進む中で一つの自治体が2つの公立病院を持つことの問題など、一筋縄にはいかない課題が絡んでおります。これに対して、市議会では深い議論・検証がされたのでありましょうか。市議会は当局案に対して代案を示しているのでしょうか。1つの意見が大きく聞こえたからといって、それにすぐ呼応することはいかなるものかと私は思います。市の説明会に来場された市民の方からは「怒りが飛び交い、当局を糾弾・突き上げるような会であった。もっといろいろなことを市に聞きたかった」という声を多く聞きました。私たち市議会は、静かな環境の中で冷静に多くの状況をそしゃくし、当局と共に市民のために最善の方向性を導く責務があると考えます。今回の請願の趣旨は方針の撤回であります。重ねて申し上げますが、無床化は案であり、方針ではありません。また、百歩譲って方針を案と読み替えたとしても、撤回したところで、現状の扇田病院をどうするのか、その議論なしに拙速な結論を出すことは、議会として議論せずに当局に丸投げという議会の存在意義がないことを意味するものであります。最後に、誤解いただきたいたくないのは、継続審査すべきということがイコール当局案に賛成ということではないということであります。無床診療化した場合、市で診療所を持つ意味は何なのかという新たな問題が発生しますし、何よりも最も重要な社会的入院を必要とされている方々の行き場の問題は、何も解消されないということでもあります。よって、本請願はもう少し時間をかけて深く審査すべきものであると考えます。

以上です。

○議長（藤原 明君） 次に、23番、明石宏康君。

〔23番 明石宏康君 登壇〕

○23番（明石宏康君） 市民の風の明石宏康です。厚生常任委員会にて継続審査とすべきと決した請願第8号につきまして、継続審査に反対の討論を行います。

本件については、今日までにも数多くの議論が交わされており、同僚議員皆様におかれましては「そんなこと言っただって財源根拠や存続可能なエビデンスはそろっていないだろう。採択は難しい」や「いや、この請願書を出した人たちの話は正しい。採択すべきだ」など、おのおの目線、問題意識で賛否についての意見をお持ちになっておられると思います。慎重に審議すべきだとの意見を真っ向から否定するものではありませんが、一般質問の答弁などで、一般病床の整理について検討しているという話が出るなど、我々の議論に先行してこの問題は日々進捗しております。令和6年度に病院がなくなる方向性が示されていることを勘案しても、時間的な余裕があるわけではありません。委員会の審査においても、医局より決するのは議会であるとの答弁も出されており、市長に対して是か非かの政治判断を問う意味でも、議会が迅速に賛否の決断を下すことについては整合性があるのではと思います。本件の審査・審議に当たっては、はっきりとした採決が最もふさわしいのではと考えるものであります。それゆえ私は、本請願の取扱いを継続審査とすることに反対するものであります。

以上で、反対討論を終わります。

○議長（藤原 明君） 次に、21番、佐藤芳忠君。

〔21番 佐藤芳忠君 登壇〕

○21番（佐藤芳忠君） 1万6,479人もの市民の署名とともに提出された扇田病院の無床診療所化に反対する請願書、請願第8号が継続審査となったため、反対の討論を行います。

この請願は、2019年12月議会で「扇田病院がなくなることは決してありません。存続です」との市長の答弁に安心していた市民が、1年6カ月後に突然、市が扇田病院の病床を段階的に廃止し、令和6年4月には無床診療所化するとの方針を示したことにより、扇田病院から療養病床などのベッドがなくなれば多くの医療難民、介護難民が生じることを危惧した市民が、医療や福祉機関との連携を深めながら、末永く安心して暮らせるようにと扇田病院の無床診療所化方針の撤回を市議会に願ったものです。扇田病院は地域包括ケアの支援病院です。国の方針により、地方自治体は高齢者の医療と介護の施策として、地域包括ケアシステム、医療と介護と介護予防と生活支援の推進を図っています。その内容は、特別養護老人ホームなど介護拠点の整備、介護予防の取組、独り暮らしや高齢夫婦や認知症の生活支援、高齢者専用賃貸住宅と生活支援拠点の整備、そして、最も重要な24時間対応の在宅医療です。生活支援拠点の整備については、比内、大滝、大館南、神山荘、水交苑、かつら、長慶荘など市内7か所に地域包括支援センターが整備され、各地域の高齢者の生活支援の拠点として活動しています。この7か所の中で、理想に近い地域包括ケアシステムが行われているのが比内地域です。扇田病院は通

院できない患者のために、年間965件の在宅医療、約845件の訪問診療と120件の往診を行い、入院が必要な患者は包括ケア病床や療養病床で入院治療しています。国が推進している地域包括ケアシステムの理想の形が扇田病院を中心とした比内地域で行われているのです。扇田病院がなくなり、病床がなくなり、診療所になれば、今のような理想に近い地域包括ケアシステムは行えないものです。扇田病院の病棟を維持するための借入金を扇田病院が単体で行った場合、30年にわたる借入元利金の返済を扇田病院の医業収益で返済していくめどは立たないから、若い世代への負担としてはいけないという判断で扇田病院の病棟を維持する方向性の案を議会に示さなかったとのことですが、病棟を維持するためのお金は若い世代への負担とはせずに、今まで私たち高齢者が長年収めてきた固定資産税や市民税などの市税で、市費で…（何事か言う者あり）回収すればいいのです。市費は市民のために使うべきと申し上げて私の反対討論を終わります。

○議長（藤原 明君） 静粛に願います。次に、24番、相馬エミ子君。

〔24番 相馬エミ子君 登壇〕

○24番（相馬エミ子君） 市民の風の相馬エミ子でございます。今回継続審査となった請願第8号に対しまして、採決すべきという立場で反対討論を行います。

昨年の12月議会で陳情第22号が全会一致で採択されていることを御存じでしょうか。そういった採択された陳情にもかかわらず、市当局は、先の6月議会の厚生常任委員会において扇田病院の無床化方針を提案されました。市長はこれまで「存続させます。間違いなく存続です」と言い切っておりましたが、突然の無床診療所化に転換するとの方針に、地域住民はもちろんのこと、多くの市民から反対の声が上がり、反対署名も1万8,000人を超え、2万人近い勢いだと聞いております。これまで経験したことのない大館市始まって以来の反対署名には、私自身も驚いております。この市民の声を、皆さん、真摯に受け止めるべきではないでしょうか。市民の付託を受けている以上は、果たして議会として今のままでいいのかどうか。しかも、大館市議会としても、去る12月12日の本会議において「深刻な医師不足、高齢化の進行、公共交通機関の衰退など、地方における公立・公的病院の置かれている医療事情の状況把握を欠いたまま、国の基準に基づく一方的な再編・統合は行なわないこと」とする陳情第22号について、地方自治法第99条の規定により小畑淳議長名で政府に意見書を提出しているにもかかわらず、今回なぜ継続審査なのか。今回の請願第8号について、議会の採決を大きく市民の皆さんが注目し、見守っているのをございます。今回ほど議会が問われているときはありません。よって、今回の継続審査となった請願第8号について、採決すべきと考えるものです。議題になりました際には採決していただきますように、皆さんの御賛同をよろしくお願い申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（藤原 明君） 次に、25番、吉原正君。

〔25番 吉原 正君 登壇〕

○25番（吉原 正君） 市民の風の吉原正でございます。請願第8号について、委員長報告は継続審査であります。反対の立場で討論いたします。

本請願は、扇田病院の病床をなくし、外来診療だけの診療所にするを打ち出した病院事業経営戦略会議の方針に対し、撤回を求める請願であります。同様の趣旨の要望書は1万7,000余名の署名簿とともに市長に提出されております。一般病床22床、療養病床42床、包括ケア病床40床、合計104床を今後3年間で全廃し、診療所として外来だけにするとの方針は、利用する患者だけでなく、多くの市民にショックを与え、このまま進んでいっては大変との思いが一気に広がりました。守る会が結成され、署名活動が進み、1カ月に満たずに1万人を超える署名が集まったといわれております。大館市政の中で、短期間でこれだけの署名が集まったことを私は知りません。署名した市民が自ら署名を呼びかけるなど、自発的な運動の輪が大きくなつてになり、燎原の火のごとく広まった結果だと思えます。市出身者がふるさとの両親への思いから賛同してくれたり、同じく市出身有識者は「地域医療を担っている公立病院の廃止や縮小は住民の不安と不便を招く。教育や医療、福祉の分野でその存在価値を費用対効果でしか計算できないのでは、地方の衰退に歯止めがかからない」と話しております。さらに、県民が信頼するメディアである秋田魁新報は社説で「市は老朽化への対応は待ったなしとするが、進め方が急ぎ過ぎる。住民の疑問や反対をこのまま押し切るようなことはあってはならない。住民の声を聞き再検討すべきである」と述べております。扇田病院が、命に関わる高度な医療を中心に、大館のみならず北鹿地方の中核病院として市民に信頼され、扇田病院には高齢者がこの地域での安心の暮らしを医療で支える役割を担ってもらうことこそ、本市における医療の合理的な機能分担であり、請願書が求める医療の姿ではないでしょうか。我々議員は、それぞれ固有の考えを持っております。しかし、市民のための市政であることへの思いは同じくするものであります。市民の声を大事にし、市政に反映すること。これを求められている議会として、多くの市民の民意をしっかりと受け止め、市にはこの問題に真摯に向き合い、対立ではなく合意に向けた対応を促す意味においても、継続審査ではなく今定例会で採決すべき案件であることを主張し、併せて議員各位の高い見地からの賛同を呼びかけ討論いたします。

○議長（藤原 明君） 以上で通告による討論は終了いたしました。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤原 明君） なしと認め、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。なお、この採決については、吉原正君ほか2名から記名投票にされたいとの要求書と、伊藤毅君ほか2名から無記名投票にされたいとの要求書が提出されております。従って、いずれの方法によるかを会議規則第71条第2項の規定によって、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（藤原 明君）

ただいまの出席議員数は25人であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（藤原 明君） 静粛に願います。投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤原 明君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（藤原 明君） 異状なしと認めます。（何事か言う者あり）

暫時、休憩します。

午後 1 時59分 休 憩

午後 2 時00分 再 開

○議長（藤原 明君） 再開いたします。

念のため申し上げます。本件の採決方法について、記名投票によるべきという諸君は賛成を、そうでない諸君は反対を丸で囲んだ上、点呼に応じて順次投票願います。なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票、及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により否とみなします。

それでは、点呼を命じます。

〔職員 氏名点呼〕

〔各員 投票〕

○議長（藤原 明君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤原 明君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

○議長（藤原 明君） 開票を行います。

会議規則第31条の規定により、立会人に、7番 日景賢悟君、18番 斉藤則幸君、25番 吉原正君の3君を指名いたします。

よって、以上3君の立会いをお願いいたします。

[開票]

○議長（藤原 明君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 25票。

これは、先ほどの出席議員数に符合しております。

このうち、

賛 成 9票、

反 対 16票。

以上のとおり、反対が多数であります。

よって、本件の採決は無記名投票によることに決しました。

これより、本件を採決いたします。この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

○議長（藤原 明君）

ただいまの出席議員数は25人であります。

投票用紙を配付させます。

[投票用紙配付]

○議長（藤原 明君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤原 明君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

[投票箱点検]

○議長（藤原 明君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本件は、委員長の報告のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の諸君は賛成を、反対の諸君は反対を丸で囲んだ上で、点呼に応じて順次投票願います。なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票、及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により否とみなします。

それでは、点呼を命じます。

[職員 氏名点呼]

[各員 投票]

○議長（藤原 明君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤原 明君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○議長（藤原 明君） 開票を行います。

会議規則第31条の規定により、立会人に、8番 阿部文男君、14番 田村儀光君、26番 菅大輔君の3君を指名いたします。

よって、以上3君の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

○議長（藤原 明君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 25票。

これは、先ほどの出席議員数に符合しております。

このうち、

賛成 16票、

反対 9票。

以上のとおり、賛成が多数であります。

よって本件は、委員長の報告のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

○議長（藤原 明君） 次に、請願第8号を除く請願・陳情合わせて13件、及び会期中に受理いたしました陳情1件は、お手元に配付しております閉会中審査事件付託表のとおり、それぞれ各委員会に閉会中の継続審査を付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤原 明君） 御異議なしと認めます。

よって、閉会中審査事件付託表のとおり、それぞれ各委員会に閉会中の継続審査を付託することに決しました。

閉 会 中 審 査 事 件 付 託 表

番 号	件 名	付託委員会
請願 第 3 号	秋田犬会館の改修工事への助成について	教 産 委
〃 第 4 号	地域医療を守り、公立病院等の維持・存続を求める意見書の提出要請について	厚 生 委
〃 第 8 号	扇田病院の無床診療所化に反対する請願書	〃
陳情 第 6 号	辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外、国外への移転を民主主義及び日本国憲法に基づき公正に解決させる	総 財 委

	よう求める意見書の提出要請について	
陳情 第 8 号	「沖縄県民は先住民族」との国連の勧告を撤回させることを求める意見書の提出要請について	総 財 委
〃 第 9 号	米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進するよう求める意見書の提出要請について	〃
〃 第 10 号	臓器移植の環境整備を求める意見書の提出要請について	厚 生 委
〃 第 25 号	公立学校に 1 年単位の変形労働時間制を導入する条例制定に反対する意見書の提出要請について	教 産 委
〃 第 30 号	日米地位協定の抜本的な見直しを求める意見書の提出要請について	総 財 委
〃 第 38 号	最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出要請について	教 産 委
〃 第 39 号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合引上げを図るための、2022年度政府予算に係る意見書の提出要請について	〃
〃 第 40 号	日米地位協定の抜本的な見直しを求める意見書の提出要請について	総 財 委
〃 第 41 号	辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の提出要請について	〃
〃 第 42 号	人道的見地から、沖縄防衛局による「沖縄本島南部からの埋め立て用土砂採取計画」の断念を国に要請すること	〃
〃 第 43 号	沖縄防衛局による沖縄本島南部の沖縄戦戦没者の遺骨が混じった土砂の採取計画を止めることを国に要請して求める意見書の提出要請に関する陳情書	〃

○議長（藤原 明君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて、令和 3 年大館市議会 9 月定例会を閉会いたします。

午後 2 時 24 分 閉 会

令和 3 年 9 月 27 日

大館市議会議長

署名議員 14 番

署名議員 15 番

署名議員 16 番